

< 返戻金制度 >

◆ 返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により求人者が採用した求職者が入職した後、明らかに求職者の責により解雇された場合、又は自己都合により入職後 6 ヶ月以内に退職した場合、当社は受領した紹介手数料のうち、下記の金額を求人者に返還するものとします。なお、求人者の責による退職・解雇など不測の事態による退職の場合、本項は適用されません。

1 ヶ月以内の在籍で退職した場合	当該紹介手数料の 80%
1 ヶ月を超えて、3 ヶ月以内の在籍で退職した場合	当該紹介手数料の 20%
3 ヶ月を超えて、6 ヶ月以内の在籍で退職した場合	当該紹介手数料の 10%
6 ヶ月超の在籍で退職した場合	返金はありません

許可番号 14-ユ-301892

事務所の名称及び所在地 ステイフリー株式会社
神奈川県鎌倉市腰越一丁目 16 番 8 号